

～不動産特定共同事業法に係る許可取得のお知らせ～

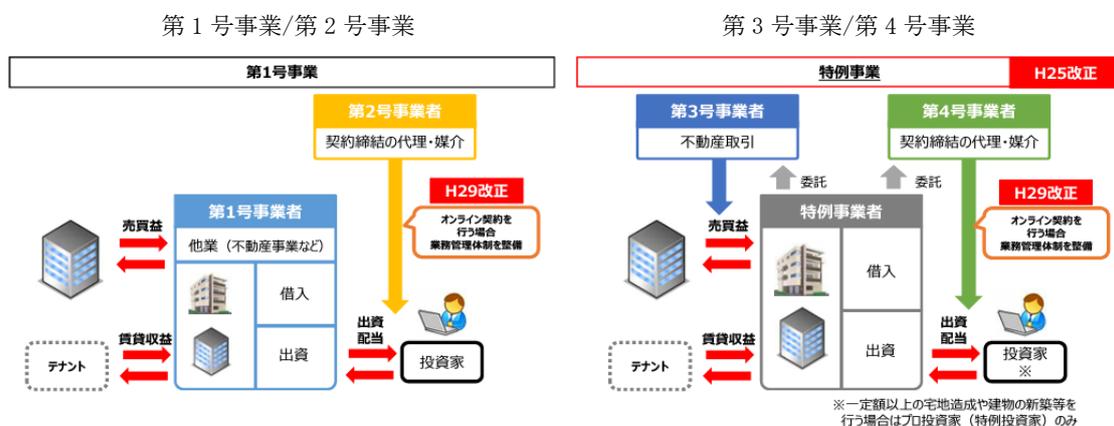
株式会社 EIDAI ホールディングス（本社：大阪市淀川区、代表取締役：上原英雄）の100%子会社である株式会社賃住（本社：大阪市淀川区、代表取締役：上原英雄）は、5月25日付で不動産特定共同事業法に係る許可を取得致しましたので、お知らせ致します。

1. 概要

不動産特定共同事業法第2条第4項第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる業務を行うことに関し、金融庁長官・国土交通大臣の許可を取得致しました。
なお、不動産特定共同事業法第2条第4項第1号から第4号に定める事業における許可取得は当社が関西初となります。（2023年5月末現在）

許可日	2023年5月25日
許可番号	金融庁長官・国土交通大臣第122号
許可の範囲	不動産特定共同事業法第2条第4項第1号、第2号、第3号及び第4号

2. 不動産特定共同事業スキーム（国土交通省ホームページより引用）



3. 今後の方針

2022年11月に運用を開始した不動産私募ファンドに加え、今後は不動産特定共同事業者として事業領域の拡大及び多様化に備えつつ、不動産特定共同事業法及び関係法令を遵守し、不動産特定共同事業の適正な運営を確保するとともに、事業参加者の利益保護を図り不動産特定共同事業の健全な発展に努めて参ります。

4. お問い合わせ先

株式会社賃住 投資運用部 担当：越智 功 TEL:06-6391-6650 Mail:ochi@chinju.jp
事業開発部 担当：野口 正一 TEL:06-6391-6650 Mail:noguchi@chinju.jp

※本リリースは、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘、それに類する行為のために作成されたものではありません。